

開催日時：平成26年8月26日（火） 10:00～14:15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員
〔政府〕 末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、門前浩司内閣府地方分権改革推進室参事官、池田達雄内閣府地方分権改革推進室参事官、羽生雄一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官
※提案団体出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（提案地方公共団体等からのヒアリング）

提案地方公共団体等からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番56：緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲（聖籠町）>

（聖籠町）新潟東港工業地帯は1,533haあり、境界を挟んで左側が新潟市、右側が聖籠町となっており、聖籠町については995haある。聖籠町部分に200社を超える企業が立地し、さらにはこの中に30社を超える工場立地法の特定工場が立地している。小さな町ではあるが、市並みの特定工場が立地している状況にある。

（高橋部会長）緑地面積の緩和とは、緑地面積率を下げることであろうが、全体の環境、緑を守ることにについてどのように考えているのか。

（聖籠町）資料4の2ページ目の新潟東港工業地帯工業団地区画図にあるとおり、工業地帯を囲むように緩衝緑地を計画し、整備を進めているところ。加えて、団地の中に公園等を別途設けるなどしており、総合的に緑地面積を考えられるのではないかと。

（高橋部会長）緑地面積率を緩和した場合、どのように地域の特性を活かしながら総合的に工業立地・緑地確保を進めていくのが課題になる。

また、企業立地促進法第10条に工場立地法の特例規定があり、町村も準則を定めることができる。企業立地促進法の特例により、町で定めることが可能ではないか。

（聖籠町）企業立地促進法第10条により条例を制定すれば町でも可能であるが、相当程度の効果の発生という要件について、該当するかが問題になる。企業立地促進法は、企業の立地促進のみを目的としているが、工場立地法はそれに加えて環境を考慮することとされているため、工場立地法を使うことが適当である。

（小早川構成員）企業立地促進法について、基本計画に同意が要るのではないかと。その同意の基準が要領で決まっているということではないか。そうであれば、自治事務でも拘束されるのではないかと。

（聖籠町）聖籠町では、企業立地促進法に基づき基本計画を作成し、経済産業省にも同意をもらっている。

（小早川構成員）そこで要領が効いてくるのではないかと。

（高橋部会長）基本計画の中に具体的に盛り込まなければいけないかも知って、調べてもらいたい。

（小早川構成員）また、地図を見ると新潟東港工業地帯は新潟市にもまたがっているため、新潟市でも同じ問題があるのではないかと。地域準則の制定は県の権限だが、県の準則では聖籠町の必要な考慮事項がうまく反映されないのか。そして、新潟市は、独自の準則を定めて対処できているのか。

（聖籠町）県については、準則は定めておらず、国の定めた基準に則っている。同じく新潟市についても、準則は定めていない。同じ区域で新潟市と聖籠町が隣接しているが、町独自の施策が企業誘致に必要である。聖籠町も企業誘致のための条例を制定しているが、企業誘致を進めていく上で、もう一つ他に抜きん出たものが必要と考えており、結果として、新潟市とは異なることがあってもやむなしと考えている。

（小早川構成員）つまり、町独自の企業誘致を行い、発展したいということであろうが、現行法上の方策としては、県の準則により対応してもらう可能性もある。県と折衝したことがあるか。

（聖籠町）新潟県は非常に広く、50近い工業団地がある。その各々について個別にどのような準則を策定すべきかについて、県としても決め切れないと考える。そこは工業用団地が所在する町村が決めていくことが非常に重要である。

<通番 32：複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲（神奈川県）>

（伊藤構成員）権限移譲により、他県で活動している業者等については、県において他県との調整や情報交換等の事務が必要になる。今の経由事務とこれから発生する他県との調整を比べた場合、コストがかからないのはどちらか。

（神奈川県）提案の趣旨は専ら申請者の利便性の向上であり、許可権者としてのメリットはあまり認識していない。違反事案が生じた場合、他県との調整事務が新たに発生するため、業務量自体は確実に増加するのではないか。

（小早川構成員）大臣許可の業者について、県が実際に検査・指導をするケースはあまりないとのことであるが、国が対応しているということか。

（神奈川県）宅建業者について、本県内で大臣免許業者が違反をした場合、本県は免許の取消しはできないが、監督処分をすることはできる。関東地方整備局もしっかり対応している。

（小早川構成員）大臣免許業者のうち県を経由する事務について、県が意見書を付して送付しているのか。

（神奈川県）形式的に書類が揃っているかなどを確認し、地方整備局へ送っている。

（高橋部会長）県が有する監督権限の行使は、管轄内で対応するということか。また、大臣免許業者でも、県内で事案があれば、調べているのか。

（神奈川県）管轄区域内で起こった事例については、営業停止まで命じる権限が当該県にある。しかし、仮に大臣免許権限が移譲された際に、他県にある支店において、本県にある本店と絡んで何か生じた際の調査権は整備されていないため、ルールが必要ではないか。大臣免許業者であっても、県内で事案があれば調べている。

（高橋部会長）建設業においても、同様か。

（神奈川県）建設業法は、基本的に許可権者が監督権限について行使しており、他県や大臣が許可した業者が、本県内で何か違反した場合でも、本県は処分を行っていない。

（高橋部会長）仮に県に相談があった場合、大臣の許可業者であれば地方整備局に回しているのか。

（神奈川県）そのとおり。神奈川県知事の許可業者が他県で違反等をした場合であれば、本県が直接調査し、監督処分も行っている。

（高橋部会長）他県の事例についても調査しているということか。

（神奈川県）例えば、許可権者が大阪府の場合、実際に違反行為が行われたのが大阪府以外の場合でも、許可権者が監督処分をしている。

（小早川構成員）事務所が他県にあれば、それは大臣権限ということであり、建設業法の場合は大臣許可業者について県はほとんど関わらないが、宅地建物取引業法の場合は県内で問題があれば積極的に関わっているということか。

（神奈川県）県に相談が来れば、地方整備局とも調整する。県で対応する場合と地方整備局が対応する場合とがある。

（磯部構成員）建設業は、大臣の許可業者であれば、どこでも営業活動ができるということか。

（神奈川県）神奈川県知事の許可業者は本県内にしか営業所を置けないが、建設工事自体は日本全国どこでもできる。大臣許可の業者の場合は複数の都道府県に営業所がある。

（磯部構成員）現在は、本県と東京都に営業所等を置く場合、国土交通省に本県と東京都に営業所等を置くことを申請して、両方合わせて免許がもらえるが、今回の提案では、本県に主たる営業所がある場合は、本県に申請して本県の営業所について免許がもらえることになる。同時に東京都に従たる営業所がある場合についてはどうなるのか。

（神奈川県）神奈川県知事が許可をすることになり、事務手続は本県で完結する。

（磯部構成員）その営業所については、東京都知事は何ら関与しないということか。

（神奈川県）そういうことになるため、役割分担を明確にしておかなければ混乱する。特に全国展開しているような会社において、各営業所で違反行為等があった場合、ルールの明確化は必須の条件である。

<通番 25：複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（神奈川県）>

（小早川構成員）第4次一括法において、地方厚生局所管分は移譲される一方、地方農政局所管分が移譲されな

かったことについては、どのような理由か。

(池田参事官) 平成 22 年の各府省の自己仕分けにおいて、出先機関の事務権限の移譲について、地方厚生局は移譲が可能である旨の回答を示したが、地方農政局は都道府県間の連携の仕組みや広域的实施体制の整備がされない限り、移譲は難しい旨の回答を示したため、昨年の検討過程において、両省の扱いが異なることとなった。

(高橋部会長) 地方厚生局も、都道府県間の連携等の仕組みが構築されることを前提として移譲がなされることにこだわったのではないか。

(池田参事官) 実態として、地方厚生局が二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に関して指導を行う場合、従たる事務所への検査、指導等は行っておらず、都道府県間の連携等の仕組みについて設ける予定は特段ない旨、厚生労働省より伝え聴いているところ。

(高橋部会長) 都道府県間の連携等については、今後議論になるであろうが、提案団体としてはどのように考えているか。

(神奈川県) 主たる事務所所在地の都道府県が短期間で変わるような場合もあるため、指導の継続性等の観点から、都道府県間の連絡調整について仕組みを設けた上で、事務・権限の移譲を行ってほしい。同じ法体系の中で所管省庁によって移譲の可否が異なることは理解できない。

(小早川構成員) 移譲に当たり、主たる事務所所在地の都道府県が中心となって設立認可や指導監督を行うところ、従たる事務所への立ち入り権限まで付与すべきと考えるか、あるいは連携調整の上で他県に行ってもらべきと考えるか。

(神奈川県) 事案により、関係する都道府県に立入調査等を依頼する必要もあるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 従たる事務所所在地の都道府県も、必要に応じ自ら立入調査等を行うことも想定しているのか。

(神奈川県) 今後の検討課題であるが、基本的には主たる事務所所在地の都道府県が立入調査等を行い、それに基づき、主たる事務所所在地の都道府県からの要請があれば、従たる事務所所在地の都道府県も立入調査等を行うという制度設計も考えられるのではないか。

<通番 27：二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（愛知県、愛媛県）>

①河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国の同意協議の廃止

(小早川構成員) 同意協議は廃止すべきであるが、判断基準や科学的な知見などは国から開示してほしいということか。

(愛知県) 例えば、経験したことのないような災害に対する国の総合的な観点についての情報は必要であり、国から提供を受けたい一方、地方が地域の河川の特性を一番よく知っているのので、それを基本方針等に反映させていきたい。ただし、国のチェックの必要性を否定するものではない。

(小早川構成員) 地方自治法に基づいて、あらかじめ国が同意に相当する基準を示しておけば同意協議を義務付ける必要はないということか。単に同意協議の廃止ということではなく、国の役割と地域の判断とをどのように調整するかという制度設計の問題として考えて、国への同意協議を義務付けるのではなく、国から事前に情報提供を受ければ足りるということか。

(愛知県) 国のチェックを否定するものではなく、手続が円滑に行われ、地方が独自性を出せるような仕組みであれば、それも一つの分権の在り方であると理解している。

(高橋部会長) 基本方針と計画について、新規に策定する案件はあるのか。問題があると捉えているのは、変更案件についてか。

(愛知県) 平成 9 年の河川法改正により、基本方針と計画の策定が義務付けられて以降、順次策定を進めているものの、まだ新規を策定する状況である。変更案件についても、大幅変更はなく、微修正程度である。

(高橋部会長) 二級河川において都道府県等が実施する事務は法定受託事務であり、地方自治法上、事後的関与も認められているため、何か問題が生じた際には事後的に関与するので十分であるとの考え方はあるか。

(愛知県) 国から事前に技術基準が示されれば、国においては所定の要件が整っているかどうかの形式チェックのみということもあり得ると考えている。

(小早川構成員) 改正イメージとしては、同意協議を廃止した上で、事後的な関与の仕組みを設けるということか。あるいは、同意協議は残しつつ、国の持っている情報をあらかじめ提供してもらった上で、形式審査とするという趣旨か。

(愛知県) 後者のイメージに近い。事前の情報提供を受けて、地方の独自性を出す形で基本方針や計画の策定を

行えるのが一番良い姿である。特に最近の災害を見れば、最新の知見が必要となるものが多く、一定の国の関与は必要である。

②水利使用に係る国の同意協議の廃止

(小早川構成員) 水利使用の更新について、単純延長については国の同意協議を不要とする運用は、どこで定められているのか。

(愛媛県) 通知により、運用として省略する形になっている。

(小早川構成員) 提案の趣旨は、現在、通知に基づく運用により同意協議が不要とされている範囲を広げることか。あるいは法律において、一定の単純な更新について同意協議を不要とするよう位置付けるということか。

(愛媛県) 処理期間を短縮できれば、提案の趣旨は満たされると考えており、どちらも採り得る選択肢である。

(伊藤構成員) 現行の仕組みにおいては、地方農政局や経済産業局等との調整が必要であるために、同意協議が必要とされているのか。同意協議を廃止した場合、そのような調整についてはどのように対応するのか。

(愛媛県) 河川法上、関係行政機関への意見聴取規定があり、県の処分に対しても関係行政機関へ意見聴取を行っているところ。現行では、地方整備局において地方農政局や経済産業局との調整を行っているが、県でそれを担うべきかどうかは検討を要する。

(高橋部会長) 水利権に係る国の同意基準は明確な基準であると評価できるのか。

(愛媛県) 平成12年の通知により同意基準が示されているが、具体例が示されているものではなく、総論的な内容である。

(末次次長) 県が管理する一級河川の指定区間についても、県が河川整備計画を策定することとなっているが、今回、二級河川に係る同意協議の廃止だけを提案されている理由は何か。

(愛知県) 一級河川の指定区間に係る河川整備計画の策定は国の認可を要するが、流量の調整や上下流の調整が必要になるため、やむを得ない関与であると考えている。一方、二級河川は県のみで管理している河川であるため、国の同意を簡便にもらうことにより、迅速に事務処理を進めるとともに、地方の独自色を出したい。

(小早川構成員) 二級河川について国の同意協議を不要とすると、法定受託事務としての位置付けとも関わってくるが、今回の提案は事務の位置付けには触れず、同意協議のみを対象としていると理解していいか。

(愛媛県) 事務の位置付けは根本の問題であるため、そこを整理することは難しい。少しでも事務処理の期間を短縮してほしいとの趣旨である。

(高橋部会長) 河川整備基本方針等に係る同意協議において、国土交通省はどんな審査をしているのか。専門家への諮問や、整備局内での技術職員による審査など、手続の実態はどうなっているのか。

(愛知県) 学識者を入れた手続で計画案は策定しており、同意にあたっては国土交通省の技術職員に説明して了解を得ている。

<通番30：公営住宅に係る規制緩和（豊田市、松山市、兵庫県）>

①公営住宅の明渡請求に係る収入基準の条例委任

(小早川構成員) 公営住宅の入居基準と明渡請求の基準で、片方のみが条例委任されているというアンバランスに関しては、経緯の確認が必要であるが、明渡請求の方が、利害対立が先鋭化する印象もある。例えば、議会の意向など、地域のコンセンサスづくりについては、どのように考えているのか。

(豊田市) 市のマスタープランにおいて、公営住宅戸数を現行数維持としており、その中では収入超過者の自主的な退去を見込んで年間約150戸が空き家（空き家率7.7パーセント）となることを想定している。しかし、現実には自主的な退去は進んでおらず、低額所得者の中で多くの入居待機者があり、なかなか入居できないといった不満の声もある。そうした地域の意見を踏まえ、明渡請求に係る基準も条例委任し、市の裁量を拡大することにより、地域の実情に応じたバランスのとれた公営住宅施策を行いたい。

(伊藤構成員) 現行基準での高額所得者25名に対する明渡請求の進捗状況はどうか。また、仮に制度改正した場合、明渡請求の対象者が増加することもあると考えられるが、執行上の課題はあるか。

(豊田市) 当市では、25名の高額所得者は、収入が増加し、今年度新規に基準に該当した方であり、該当者が多くなっている。当市では通知を出し、市で所有する特定公共賃貸住宅への移転を促すなど手続を着実に進めており、必要とあれば法的措置も用いる考え。

(高橋部会長) 明渡請求の対象者に提供可能な代替住宅として、具体的にはどのようなものがあるか。
(豊田市) 特定公共賃貸住宅のほか、合併した旧町村で定住化促進を目的に建てられた住宅も市で所有している。
また、UR((独)都市再生機構)の住宅や、民間事業者が有する住宅の空き家などもあると聴いている。

②寡婦(夫)控除のみなし適用

(高橋部会長) 提案は法律改正を求めるものであり、一律に寡婦(夫)控除のみなし適用をするということではなくて、地域の判断で選択を認めてほしいということか。

(松山市) 公営住宅法施行令において、「寡婦(夫)」については「所得税法上の寡婦(夫)」とするという規定があるため、その部分について、一律ではなく市町村の判断で運用できる規制緩和をお願いしたい。

(小早川構成員) 地域ごとにみなし適用の有無が違う理由は乏しいのではないか。

(松山市) ひとり親世帯に対して、非婚、既婚に関わらず同様の扱いができるようにしてほしいという思いである。

(小早川構成員) 国民の意見が分かれることかもしれない。全国的な制度改正の前に、地域ごとに考えた結果を積み上げていくということも1つの方法である。

(高橋部会長) 控除は、所得税準拠が多いのか。

(愛媛県) 控除の内容はほとんど所得税法に準じているが、16歳以上から23歳未満を対象とした特定扶養控除について、所得税法では対象が19歳以上に改正されたが、公営住宅法施行令では据え置かれているという例外もある。

③公営住宅の目的外使用の制限の緩和

(伊藤構成員) 入居倍率が1倍を超えている住宅についても社会福祉事業を実施しているとの説明があったが、個別に国から事前承認を受けている案件であるのか。それとも、事前承認が不要な対象事業として認められている事業であるのか。

(兵庫県) 県営住宅の空き住戸は、入居者の居住のための施設である。事前承認が不要な「グループホーム」について、平成21年度に応募倍率にかかわらず実施していいとされて以降急増した。また、例えば「高齢者自立支援ひろば」については、モデル事業ということや、倍率が低いいわゆる事故住宅を活用するという事で国に認めてもらっている。

(高橋部会長) 入居率92.6パーセントとは、政策空家(入居募集を停止している空き家)を除いた率か。

(兵庫県) 政策空家を含めており、政策空家を除いた純粋な空家率が約8パーセント。しかし、現在は毎月100戸以上募集に出しており、また、常時募集住宅などもあるので、空家が特段多いわけではないと認識している。

(伊藤構成員) 国土交通大臣の事前承認手続は、煩雑な手続なのか。

(兵庫県) 書類の作成等に時間を要する。事前承認が不要な「グループホーム」の場合、福祉事業者から希望をとり、空き住戸とマッチングした上で、地元と調整をして国に報告するのみ。

(高橋部会長) 「グループホーム」は居住性もある事業である。他方、「小規模多機能型居宅介護事業」等についても、居住性という点では変わらないとの主張だが、具体的に説明してほしい。

(兵庫県) 「グループホーム」の場合は、居住性があり、対象となる低所得者の層も一致しているということが国の考え。一方、「小規模多機能型居宅介護事業」は、ショートステイを含むので居住性があると言えるのではないか。このため、包括承認できないか国と相談している。また、高齢化等の状況に鑑み、居住性よりもその施設を作るほうが公営住宅にとって望ましい場合などの基準を設けた上で、各地方公共団体で判断したいと要望している。

(高橋部会長) 国土交通省としては、「グループホーム」と、デイサービスも含めた他の事業は、居住性に違いがあるということであろう。定型的な目的外使用を積極的に認めることができる、少し違う理屈を考えるべきではないか。

(兵庫県) 高齢化率が50パーセントを超えているような住宅は、団地の活性化やコミュニティがなくなってしまう、住宅の機能維持も難しくなる。

(小早川構成員) 利用者は団地の居住者には限らないのか。

(兵庫県) 「グループホーム」などは、一般の方も対象である。「小規模多機能型居宅介護事業」等は、団地でデイサービスを利用している方も含め、対象は小学校区内や中学校区内のコミュニティの範囲ぐらいになる。

(小早川構成員) 本来の団地の目的と密接に関わるという理由付けをうまく広げられないか。

(兵庫県) 国からは、対象として周囲の住民も含むならば、目的外使用とする必要はなく、用途廃止で対応すればよいのではないかとされている。

(高橋部会長) 施設ごとに性質が異なるため、それぞれについて理由付けをよく検討する必要がある。

(小早川構成員) 地方分権改革の中で、公営住宅に限らず、補助事業で設置した公物の転用などは題材となるため、現行制度の枠内でいかに理由付けするかということと、そもそも公の施設の有効活用をもっと柔軟に考えるべきだということの両方向の考えがある。

<通番 58：公営住宅建替事業の施行要件の緩和（愛媛県）>

(高橋部会長) 実際の支障事例について伺う。

(愛媛県) 離島において、全域が都市計画区域外のため法定建替えに該当せず、明渡請求権がないため、入居者との移転交渉が難航したという事例がある。また、非現地建替えの案件については、団地集約のための建替えにおいて、集約される側の団地の入居者の移転が難航したと聴いている。

法定建替えの要件に、従前以上の住戸数とするとあるが、同じ戸数を確保しようとした際、最低居住水準が時代とともに高くなっているため、同じ戸数でも床面積や容積率が違ってくる。そうすると、建築基準法の規定と合わなくなるため、一般的な配置計画では建てられないという事例もある。

(高橋部会長) 明渡請求権が付与されながらも現地建替えの実施がかなり難しく、事業期間が長引いたような事例はあるのか。現地建替えでは、既存のものをまず壊して、入居者に一度移ってもらい、完成後にまた入居してもらう必要があり、事業が長引くのではないのか。一部ずつ順番に建替える方法もあるのか。

(愛媛県) 建替事業を実施している団地があるが、4棟を10年間かけて、1棟ずつ順番に転がしながら建て替えている。それができない小さい敷地では、住民に一度に移転してもらい、完成後に戻ってきてもらう。時間はかかるものの支障は大きくない。

(高橋部会長) 国土交通省に要望したことはないのか。

(愛媛県) 全国の会議で要望したことがあるが、認められなかった。おそらく一般法である借地借家法と、公営住宅法において特別に認められる明渡請求とのバランスや、明渡請求は入居者の権利を奪う強い権限のためということであろう。しかし、現実には、市町を移動するような非現地建替えは考えにくく、住戸数も現状と同様に供給するので、非現地建替えにも明渡請求権を認めるのはそれほど無理な議論ではないと考えている。

(高橋部会長) 法定建替事業の要件は、最近出てきた議論なのか。

(愛媛県) 昔から議論がないわけではないが、近年はコンパクトシティや人口減少の議論が活発化している中で、その影響を受ける公営住宅の対象が増えているのは間違いない。また、住宅の建替え時期を徐々に迎えつつあるということもある。

(豊田市) 仮に非現地建替えに関しても明渡請求が認められるとなった場合、心理的な抵抗感を含め、現地建替えと非現地建替えでは、どちらの事業が実施しやすいのか。

(愛媛県) 現地建替えの法定要件に該当する団地を、他の土地に建て替える必要はないため、事業の比較はできない。

(小早川構成員) 国土交通省もコンパクトシティ化のための制度や政策を考えているため、うまく結びつけて特例が作れればよいが、都市計画関係の施策と住宅関係の施策を結びつけるのは少々難しいか。

<通番 22：市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲（九州地方知事会（大分県））>

(小早川構成員) 現行制度では、都道府県はほとんど表に出てこないが、実際には、この創業支援事業の運用については、県が大きな役割を既に担っているという前提か。

(九州地方知事会（大分県）) 都市部の大規模な市等では創業に力を入れているところもあるが、大分県ではそういった市町村は少ない。具体的には、大分市が計画認定を受けているのみで、それ以外の地方公共団体では、人口減少等を見据えてこれからというのが実態である。どちらかと言えば、県が創業に対して取り組んできている。

(小早川構成員) 国の役割を県に移譲してほしいという提案であるが、市町村独自では制度を十分活用できないため、県がサポートする趣旨にも聴こえる。

(九州地方知事会（大分県）) 少し辺境の地にある市町村が人口を増やそうとして、特色のある創業によって地域を活性化しようとした際、そうした市町村では今まで創業の支援を行っていなかったため、情報が無い。こう

した市町村を、県としてサポートしていきたい。

(小早川構成員) 国が認定権を持っていて経済産業局が事務を処理するが、国は実情が分かっていないなどの理由で、県が行う方がうまくいくということか。現行制度は、国が市町村と向き合って支援するスキームになっているが、やはり都道府県が間に入らないとうまくいかないという趣旨にも聴こえる。

(九州地方知事会(大分県)) 両方であると考え。九州の場合、九州経済産業局が事務を行うが、すべての市町村の創業の施策の実情を理解しているわけではないため、県が認定を行えば、市町村に提案ができて、スピード感が出てくるのではないか。

(小早川構成員) なるほど。県が市町村を助けながら制度を運用する方がうまくいくという考えか。

(九州地方知事会(大分県)) 移譲が実現すれば、県でも創業にもっと力を入れようと考えており、市町村の競争意識も出るし、県としてもスピードアップ等の面で、より力を入れやすい。

(高橋部会長) 国に担ってほしい役割として、(独) 中小企業基盤整備機構が実施している「創業補助金」と、総務省所管の「地域経済循環創造事業補助金」を記載しているが、この法律の認定スキームとどういう関係にあるのか。

(九州地方知事会(大分県)) 創業補助金は、まさに創業のためのインセンティブであり、創業支援事業計画の中で位置付けられた事業者に対する優位性の付与が期待されるものである。

(高橋部会長) つまり、補助金の支出要件として、計画の中に位置付けられていることが入っているのか。

(九州地方知事会(大分県)) 直接位置付けられているわけではないが、そういう場合に優位性を認めるという運用が有り得るとのことである。総務省の「地域経済循環創造事業補助金」は、直接創業とは関係がない。地域活性化のため、人口減少などの課題がある地域で雇用を喚起するような事業が対象で、場合によっては、それが創業でも構わないというものである。

(高橋部会長) 特定創業支援事業については、国から交付金などが出るのか。

(九州地方知事会(大分県)) 創業支援事業計画に位置づけられた支援機関には、別途補助金申請が必要だが、1,000万円を上限に3分の2の補助を受けられる制度がある。ただ、件数は非常に限られており、大分県内でもらったところはない。

(高橋部会長) それ以外に国からの財政的な支援はあるのか。

(九州地方知事会(大分県)) 資料4の8ページ中、3(2)にあるとおり、法人設立時の登記に係る登録免許税が2分の1になる。また、信用保証協会の保証料が1,000万円から1,500万円にアップするとともに、その保証の承諾が通常は創業の1、2か月前であるが、約6か月前になる制度がある。

(伊藤構成員) 特定創業支援を受ける創業者に対する支援を行うことができる市町村かどうかの認定がなされると理解していいか。現在、中小企業庁が行っている特定創業支援事業を行う地方公共団体に該当するかどうかの判断を、都道府県の権限とした場合、全国的に限られた資源の中で特定創業支援事業を行うことができる地方公共団体を決定するに当たって、都道府県間の調整はどうするのか。

(九州地方知事会(大分県)) 計画認定のメリットは、先ほどの登録免許税の軽減と信用保証協会の保証だけである。現在も予算事業の部分については別の申請が必要になっており、全国的なバランスには影響がない。

<通番 39 : マイナンバー利用事務の拡大(九州地方知事会(大分県))>

(高橋部会長) 資料4の16ページに記載されている住民の混乱を招くと思われる医療費助成の例は、提案提出後に同種のものであったということか。

(九州地方知事会(大分県)) 既に把握済みであったが、法律の根拠が無い事務をマイナンバー法の利用範囲に含めることは法制度上難しいと考え、今回の提案の対象からは外している。

(高橋部会長) 肝炎治療者や不妊治療者への医療費助成は、法律に直接の根拠が無いのか。

(九州地方知事会(大分県)) 法律には、肝炎治療者や不妊治療者に対して医療費を給付する規定は無い。肝炎治療については、肝炎対策基本法で患者に対する経済的支援を行うと規定されているが、医療費給付という規定は無い。不妊治療については全く法律が無い。

(高橋部会長) マイナンバー法の枠組みで追加できるものを提案されており、よく練られた提案である。

(小早川構成員) 公営住宅で収入超過の人を特定優良賃貸住宅に誘導する場合に、マイナンバーの利用範囲外というのが大きなネックとなるのか。

(九州地方知事会(大分県)) 現在、マイナンバー制度が導入されていないため、従来通り両住宅とも同一の書類

を提出することになっているが、公営住宅の入居基準の収入超過の人を特定優良賃貸住宅へと誘導することは行われている。制度導入後、誘導する場合、入居希望者に書類を追加で用意していただくことは理解を得にくいのではないか。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)